

議案第 1 号

市川市税条例等の一部改正について

市川市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 6 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例等の一部を改正する条例

(市川市税条例の一部改正)

第 1 条 市川市税条例(昭和 29 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 5 号中「次項」を「以下この節」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。)をもって、その事務所又は事業所とする。

第 34 条の 4 中「100 分の 14.7」を「100 分の 12.1」に改める。

第 34 条の 5 第 1 項第 1 号中「14.7 分の 2.4」を「12.1 分の 2.4」に改め、同項第 2 号中「14.7 分の 1.2」を「12.1 分の 1.2」に改める。

第 48 条第 2 項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第 5 項中「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加え、「第 145 条」

を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第82条第1号イ中「、又は」を「又は」に、「1,000円」を「2,000円」に改め、同号ロ中「こえ」を「超え」に、「、又は」を「又は」に、「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ハ中「こえる」を「超える」に、「、又は」を「又は」に、「1,600円」を「2,400円」に改め、同号ニ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号イ中「2,400円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,900円」に、「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同号ロ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「同法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 2 条第 2 号イ	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第 19 条第 1 項中「第 33 条及び」を「第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに」に改める。

附則第 19 条の 2 第 2 項中「租税特別措置法」を「第 37 条の 10 第 1 項」に、「租税特別措置法第 37 条の 11 第 6 項の規定により読み替えて適用される同法」を「第 37 条の 11 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 3 第 2 項中「同法第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第 2 号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第 23 条から第 24 条までを削る。

附則第 25 条を附則第 23 条とし、附則第 26 条を附則第 24 条とする。

(市川市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 市川市税条例の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 2 号中「及び」の次に「第 2 条中市川市税条例附則第 20 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）並びに」を加え、同条第 4 号中「第 6 項の改正規定」の次に「(同条第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市川市税条例第34条の4及び第34条の5の改正規定並びに次条第4項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中市川市税条例附則第4条の2、第19条の3第2項及び第23条から第26条の改正規定並びに次条第1項及び第2項並びに附則第3条第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中市川市税条例第82条の改正規定並びに附則第4条第1項及び第4項（第1条の規定による改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第2条の規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中市川市税条例第23条、第48条及び第52条第1項並びに附則第16条の改正規定並びに次条第3項、附則第4条第2項、第3項及び第4項（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中市川市税条例附則第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (7) 第1条中市川市税条例第57条及び第59条の改正規定並びに附則第3条第1項の規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第4条の2及び第24条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 別段に定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第34条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第57条及び第59条の規定は、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年

の12月」とする。

- 4 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号イ	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表 以外の部分	第82条	市川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号）附則第4条第4項の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表 第82条第2号イの項	第82条第2号イ	市川市税条例等の一部を改正する条例附則第4条第4項の規定により読み替えて適用される第82条第2号イ
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

理 由

地方税法等の改正に伴い、法人市民税の法人税割及び軽自動車税の税率を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。